

放課後児童クラブ運営事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

公募型プロポーザル方式により、専門的な知識・経験等を有する事業者等から広く提案を受け、放課後児童クラブの運営に最も適した運営事業者を選定する。

2 運営場所

いわき市立平第六小学校余裕教室内

3 運営開始予定日

令和8年6月1日（月）

4 年間委託料見込額

13,000,000円程度（金額はあくまで参考金額であり、市からの委託料は国の子ども・子育て支援交付金の基準により算定する。このため、同交付金単価の増減や開所日数、利用児童人数等の運営実態により変動する。）

5 運営内容

(1) 児童数等の見込み

- ① 定員数 40人程度
- ② 支援単位数 1支援単位
- ③ 利用児童見込数 40人程度（令和7年3月実施の保護者アンケート結果による）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童見込数 若干名を想定

(2) 施設維持管理に係る主な費用負担の見込み

- ① 電気代 月額18,000円程度（令和6年度平均額）

- ② 水道・ガス代 負担なし

- ③ 機械警備代 月額19,000円程度（警備事業者見積額）

(3) 空調設備（冷暖房）は、学校備え付けの設備を使用可とするが、電気料金は運営事業者が負担すること。

(4) 電話・インターネット設備及び運営に必要となる各種備品等は、運営事業者負担により設置すること。（ただし、学校エリアと区切る可動式パーテーション、機械警備機器及び電気子メーターは、市の負担で設置する）

(5) 職員駐車場は、学校敷地内に駐車可能（費用負担はなし）とするが、駐車場所や台数については、学校長の指示に従うこと。

(6) 遵守法令等

- ① いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ③ 放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁）

6 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市の入札参加制限を受けていないこと。

(2) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

- (3) 公募開始の日から運営提案審査会までの間のいずれの日においても、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置及び指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を滞納していないこと。
- (6) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しないこと。
- (7) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しないこと。

7 スケジュール

内容	期間又は期限
質問受付期間	令和8年1月16日（金）～1月30日（金）
現地見学会	令和8年1月26日（月）
質問回答予定日	令和8年2月6日（金）
参加申込期間	令和8年2月2日（月）～2月13日（金）
参加資格審査結果通知	令和8年2月20日（金）
運営提案書受付期間	令和8年2月20日（金）～3月16日（月）
運営提案審査会 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和8年3月26日（木）
審査結果通知	令和8年3月30日（月）
契約予定日	令和8年4月1日（水）

8 現地見学会

参加希望者は1月23日（金）午後5時までに、こども政策課へ電話（0246-22-7013）にて申し込むこと。

- (1) 日 時 令和8年1月26日（月）午後3時集合
- (2) 場 所 平第六小学校校舎玄関前
- (3) 人 数 1事業者につき2人まで

9 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8年1月16日（金）から1月30日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式4）に質問事項等を記入し、PDF形式に変換したデータを添付ファイルとして送信すること。なお、電子メールの件名及びアドレスは次のとおりとし、必ず電話にて受理確認を行うこと。

ア 電子メールの件名

放課後児童クラブ運営事業者選定に係る質問書

イ 電子メールアドレス

kodomoseisaku@city.iwaki.lg.jp

(3) 質問に対する回答

回答は、参加者の公平を期すため、市公式ホームページにて令和8年2月6日（金）まで

に公表する。ただし、質問数及び質問内容によっては、公表時期を変更する場合がある。なお、電子メール以外の手段による質問及び受付期間以外の質問は受け付けない。また、質問の内容によって、運営事業者の選定に公平を保つことができないと判断した場合は、これには回答しない。

10 参加申込方法

(1) 受付期間

令和8年2月2日（月）から2月13日（金）午後5時まで

※ 持参する場合の時間は、本市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。（午後0時から午後1時までを除く。）

(2) 提出方法

持参又は郵送による。（書留又は簡易書留にて受付期間内必着）

(3) 提出書類

様式等	書類名
様式1	参加申込書
様式2	事業者概要書
様式3	同意書
添付1	商業・法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
添付2	財務書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）※直近のもの
添付3	国税の納税証明書 ※3か月以内に発行されたもの
添付4	市税の納税証明書 ※3か月以内に発行されたもの（市内に事業所等がある場合のみ）

※ なお、令和7年度いわき市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、様式2及び添付1から添付4までを省略することができる。

(4) 提出先

「16 問い合わせ先」とする。

(5) 参加資格審査結果通知

令和8年2月20日（金）に郵送及び電子メールにて通知する。

11 運営提案書

(1) 提案内容

別表の評価基準に掲げる評価項目について提案を行うこと。

(2) 作成方法

ア 運営提案書は任意様式とし、別表の評価基準に掲げる評価の視点を参考に作成すること。

イ 審査の公平性を確保する観点から、法人名や社名など提案者の名称が特定できるような記載や表現を使用しないこと。

ウ 原則として、A4判（縦・横問わず）両面印刷（長辺綴り）とする。なお、A3判の資料がある場合はA4の大きさに三つ折りすること。

エ 別表の評価基準の区分ごとに仕切紙を挿入し、仕切紙には区分名のインデックスを付けること。

オ 正本及び副本を作成するものとし、正本の表紙には、業務名「平第六小学校放課後児童クラブ運営提案書」と事業者名を記載し、副本の表紙には、業務名のみ記載し、事業者名は記載しないこと。

(3) 受付期間

令和8年2月20日（金）から3月16日（月）午後5時まで

※ 持参する場合の時間は、本市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までと

する。(午後0時から午後1時までを除く)

(4) 提出方法

持参又は郵送による。(書留又は簡易書留にて受付期間内必着)

(5) 提出部数

7部(正本1部、副本6部)

(6) 提出先

「16 問い合わせ先」とする。

(7) 無効な提案

ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗)、第93条(心裡留保)、第94条(虛偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他プロポーザルに関する条件に違反した提案

(8) 辞退

参加申込書の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届(様式5)を提出すること。

12 運営提案審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)

運営提案書の内容についての説明及び質疑応答を行う場として、プレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

(1) 日時及び場所

日時及び場所は、次のとおりとする。なお、詳細な時間及び場所は、参加資格の審査結果と併せて通知する。

ア 日時

令和8年3月26日(木) 時間未定

イ 場所

いわき市役所内を予定

(2) 実施方法

ア 實施時間は、1提案者につき説明時間を20分以内とし、質疑応答を20分程度とする。

イ 出席人数は、1提案者につき2名以内とする。

ウ 審査は非公開とし、提案者は説明の中で提案者の名称が特定できるような表現はしないこと。

エ プrezentationの内容は、事前に提出した運営提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。パワーポイント等を使用した説明も可能であるが、資料は運営提案書の内容を基本とし、運営提案書に記載されている以外の内容を盛り込むことは不可とする。

オ プrezentationで使用するパソコンは提案者にて用意すること。なお、本市が用意するモニター及びケーブルを使用することは可能であるが、事前の接続確認等を行うこと。

13 審査体制及び方法

(1) 審査体制

運営提案書の審査及び評価は、本市が設置する放課後児童クラブ運営事業者選定審査会(以下「選定審査会」という。)において実施する。

(2) 審査方法

各提案者から提出された運営提案書を別表(評価基準)に基づき評価し、最低基準点(総合評価点の6割)以上で最も評価点の高い提案者を最優秀提案者(受託候補者)として選定し、次いで評価の高い提案者を優秀提案者(次点候補者)として選定する。

また、最低基準点以上で評価点の合計が同点の場合は、選定審査会の多数決により選定す

る。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査の結果、最低基準点以上の評価点を得た場合は、その提案者を最優秀提案者(受託候補者)として選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、文書にて提案者全てに郵送で通知する。また、最優秀提案者（受託候補者）を市公式ホームページにおいて公表する。

14 留意事項

- (1) 運営提案に当たっては、本実施要領及び参考図書を熟読し、それらを遵守すること。
- (2) 1事業者につき1提案とし、複数提案は認めない。
- (3) 運営提案に関する提出書類の変更、差替又は再提出を認めない。
- (4) 運営提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (5) 提出された運営提案書等の返却は行わない。
- (6) 運営提案に関する提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任の一切は提案者が負うものとする。
- (8) 運営提案に関し、本市が提示する書類及び提示する資料は、本提案における提案目的以外の使用、複製及び転載を禁止する。
- (9) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合においては、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、又はその恐れがある場合は、本市は当該提案者を運営提案審査会に参加させず、又は公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめがあることがある。また、後日、一連の運営提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。なお、不正行為等により、本市に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (10) 運営提案で使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (11) 本公募は、令和8年度当初予算の成立が前提となるため、予算成立状況によっては内容の変更または公募自体を中止とする場合がある。
- (12) 本要領に定めのない事項は、協議により定める。

15 参考図書

- (1) いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- (2) いわき市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- (3) 放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁）
- (4) 契約書及び仕様書案
- (5) 子ども・子育て支援交付金交付要綱（こども家庭庁）
- (6) 平第六小学校配置図（令和7年度）

16 問い合わせ先

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地（いわき市役所本庁舎7階）

いわき市こどもみらい部こども政策課

電話 0246-22-7013

メールアドレス kodomoseisaku@city.iwaki.lg.jp

(別表)

評価基準

区分	番号	評価項目	評価の視点	配点
運営方針	1	運営方針	こども基本法、子どもの権利条約及び放課後児童健全育成事業の趣旨を理解し、児童の視点を持ち合わせた運営方針となっているか。	5
運営体制	2	組織体制	運営責任者や支援員等の職員の配置や役割が明確にされており、職員間の連携や指揮命令系統が適切に確保されているか。	5
	3	勤務体制	支援員等の勤務体制、急な欠員が生じた場合のバックアップ体制が具体的であり、安定的な運営が期待できるか。	5
	4	人材確保・待遇	支援員等の安定した雇用、負担軽減及び待遇改善についての取組が具体的であり、働きがいを持って従事できる環境が整っているか。	5
	5	人材育成・研修	支援員等の質を高めるための育成体制や研修計画・研修内容が具体的であり、効果が期待できるか。	5
	6	個人情報保護	個人情報の適切な取扱いに対する取組と個人情報漏洩防止策、発生した場合の対応策が具体的であり、効果が期待できるか。	5
	7	苦情対応	保護者等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応できる体制や具体的な取組が示されているか。	5
事業内容	8	日常活動・行事	児童クラブでの過ごし方について、遊び、生活、学習などを支援する意欲的な提案がなされているか。	5
	9	保護者との関わり	保護者からの有効な意見を反映していく体制、保護者とのコミュニケーションや情報共有などの連携策が具体的であり、効果が期待できるか。	5
	10	特別な配慮が必要な児童への支援	特別な配慮が必要な児童への支援の考え方や実施方法が具体的であり、効果が期待できるか。	5
	11	学校・地域との連携	学校や地域との連携・協力の必要性について十分に認識し、良好な関係を構築するための具体的な取組が示されており、効果が期待できるか。	5
安全対策	12	健康管理	児童の日々の健康管理に関する取組が具体的であり、効果が期待できるか。	5
	13	事故防止	怪我などの事故を未然に防ぐ取組及び事故発生時の対応が具体的であり、効果が期待できるか。	5
	14	虐待防止	児童クラブ内の児童への虐待を未然に防ぐ対策が具体的であり、効果が期待できるか。	5
	15	性暴力防止	こども性暴力防止法の制度内容を理解し、性暴力から児童を守る取組が具体的であり、効果が期待できるか。	5
	16	食事提供	おやつ等の食べ物を提供する際の安全対策（食物アレルギーや食中毒など）が具体的であり、効果が期待できるか。	5
	17	災害・不審者対応	地震、火災、台風などの災害時及び不審者が侵入した場合の緊急時の対応と体制が具体的であり、効果が期待できるか。	5
受託実績	18	直近5年間実績	令和3年度から令和7年度までの5年間に放課後児童健全育成事業の運営業務を履行した実績を有しているか。	5
独自提案	19	事業者独自の提案	提案者独自の魅力的かつ効果的な提案がなされているか。	10
総合評価点				100

<配点基準>

配点	極めて優れている	優れている	標準的である	やや劣っている	劣っている	評価に値しない・提案書に記載がない
5点満点	5	4	3	2	1	0
10点満点	10	8	6	4	2	0